資料 3-2

第３期計画における管理の基本的な考え方を示すフレームワーク図の精査等

1. フレームワーク図の精査

【R7 年度第１回ヒグマ WG での意見】

地域におけるヒグマ管理の許容限界は、個体数ではなく人との軋轢の程度を基準に設定する方が理解しやすい。また、「共存ライン」のような狭い範囲に個体数や出没状況を維持することは現実的ではなく、問題が深刻化しない範囲内に抑えることを目標とするのが適当である。

あわせて、「これ以上は許容できない」という問題発生水準や、望ましい個体数の目標を設定し、その水準を超えた場合には自然公園法の運用強化などの管理措置を講じる仕組みが必要である。

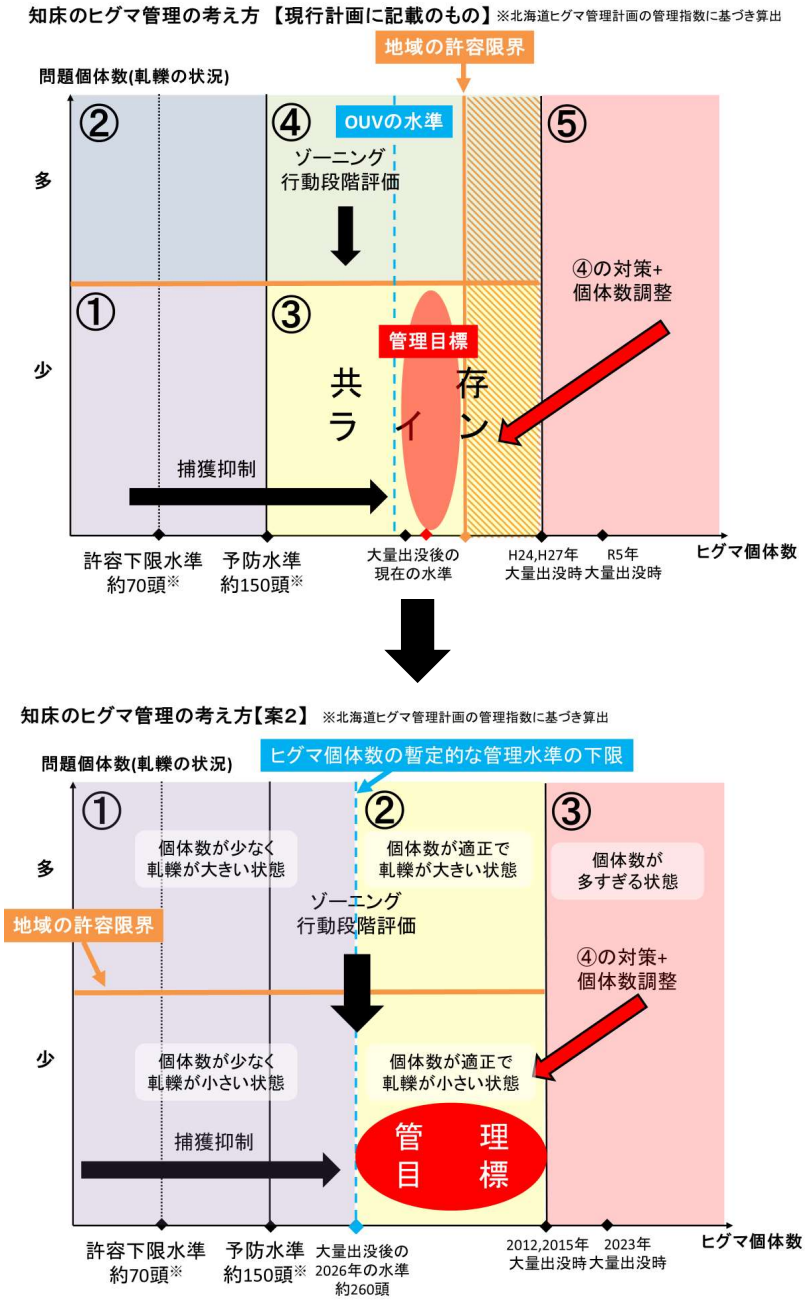


図 1. WG での指摘を踏まえたフレームワーク図の改良素案

◆地域の許容限界

・地域の管理者視点で数値を設定できれば理想的だが、具体的な基準の設定は困難。
・パブコメや説明会、意識調査等で地域住民の認識については参考情報として把握する。（参考情報として、有害鳥獣としての捕獲数、市街地出没件数、ヒグマによる危険事例の発生件数等を考慮しつつ、地域の対策主体である知床ヒグマ対策連絡会議において、図 1 のフレームワーク図における上段・下段のどちらに該当する状況であるか、評価を行う。）

◆ヒグマ個体数の暫定的な管理水準の下限

・遺産的価値（OUV）や観光資源的価値を損なわないヒグマの個体数水準を下限値として数値化することは困難
・2023 年の大量出没、それに次ぐ捕獲数を記録した 2025 年を経た現在（2026 年）の個体数水準の維持を現時点における仮の下限値として設定しつつ、新たな知見や情報があれば、ヒグマ WG 委員の意見をもとに下限値・上限値を今後も随時変更すること。
・道総研による個体数推定の結果およびカメラによるモニタリング結果により、単年度ごとの個体数水準を評価していく。

2.　具体的な対応内容

・各町が管理捕獲（春期、個体数調整）の実施を希望するエリアを必要に応じて聞き取り

・遺産地域内でも実施するのであれば理由の整理が必要（特に羅臼町）

・個体数管理を念頭に置いたゾーニングごとの対応内容や捕獲体制、新たな防除対策等についても再検討

	①個体数水準 遺産価値として定めた 水準以下	②個体数水準 適正	③個体数水準 管理水準以上(超高密度)
基本的な考え方	・問題個体のみを捕獲 ・春期管理捕獲の停止 ・狩猟の自粛要請	・問題個体は捕獲 ・ゾーニングに応じた捕獲を実施 ・春期管理捕獲の実施	・問題個体は捕獲 ・ゾーニングに応じた積極的な捕獲（個体数調整）を実施 ・春期管理捕獲の実施 ・狩猟の促進
排除地域 ゾーン4	・すべて捕獲		
防除地域 ゾーン3	・行動段階2以上は捕獲 ・行動段階1+以下は追い払い	・行動段階2以上は捕獲	・行動段階1+以上は捕獲
特定管理地	・行動段階2以上は捕獲 ・行動段階1+以下は地域の実情に合わせて対応	・行動段階1+以上は捕獲 ・行動段階1以下は地域の実情に合わせて対応	・行動段階1+以上は捕獲
緩衝地帯 ゾーン2	・行動段階2以上は捕獲 ・行動段階1+以下は追い払い	・行動段階2以上は捕獲 ・行動段階1+は必要に応じて捕獲	・行動段階1+以上は捕獲
核心生息地 ゾーン1	・行動段階2以上は捕獲 ・行動段階1+以下は追い払い	・行動段階2以上は捕獲 ・行動段階1+以下は追い払い	・行動段階1+以上は捕獲

ターゲット	問題個体数が少ない	問題個体数が多い
域外からの 短期間来訪者	• 利用者への普及啓発等により問題個体を発生させない • 自然公園法や北海道生物多様性条例の適切な運用	• 巡視や取り締まりの強化
対象地域内で恒常的に活動する住民・事業者	• 事業者への普及啓発等により問題個体を発生させない • 誘引物管理の徹底、住宅地周辺の草刈り・電気柵等による防衛策の実施	• 防除対策の強化
ゾーン1・2で長時間を過ごすことがある事業者		

図 2.　ゾーニング行動段階評価に基づく対応内容【R7 第 1 回 WG 資料を一部修正】